

新旧対照表

箱根町後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

(町が保険料を徴収する被保険者)

第 3 条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

- (1) 箱根町に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 55 条第 1 項(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(法第 55 条第 1 項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第 55 条第 1 項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際箱根町に住所を有していた被保険者
- (3) 法第 55 条第 2 項第 1 号(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際箱根町に住所を有していた被保険者
- (4) 法第 55 条第 2 項第 2 号(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた法第 55 条第 2 項第 2 号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際箱根町に住所を有していた被保険者
- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により箱根町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

(削除)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(削除)

旧（改正前）

（町が保険料を徴収する被保険者）

第 3 条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

(1) 本町に住所を有する被保険者

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 55 条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本町に住所を有していた被保険者

(3) 法第 55 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本町に住所を有していた被保険者

(4) 法第 55 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本町に住所を有していた被保険者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 20 年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の徴収の特例)

2 平成 20 年度における被扶養者であつた被保険者(法第 99 条第 2 項に規定す

新（改正後）

(削除)

旧（改正前）

る被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月31日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで

第9期 3月1日から同月31日まで

3 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険者の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

